

旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金のご案内

旭川市では、光熱費や食材料費の高騰による影響を受け厳しい状況にある介護サービス等事業者に対して、事業運営の負担を軽減し、安定したサービス提供の継続を支援するための支援金を支給します。

▶対象事業所及び支給額

施設区分	支給額	
有料老人ホーム ・住宅型有料老人ホーム ・健康型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 (特定施設入居者生活介護指定施設を除く)	1事業所当たり	
	定員61人以上	120,000円
	定員31～60人	80,000円
	定員30人以下	40,000円
地域包括支援センター	1事業所当たり	18,000円
生活支援ハウス	1定員当たり	16,000円

※旭川市内の事業所に限ります。

▶支給要件

次の要件全てに該当すること。

- ①令和8年1月1日までに、事業を開始していること
- ②令和7年度中に、サービス等の利用者がいること
- ③令和8年度中に事業の廃止又は休止の予定がないこと
- ④利用者への負担増を極力抑えるよう努めること

▶申請期限



令和8年4月30日(木)

▶申請の流れ

事業所(法人)で一括して申請してください。

(1) 旭川市ホームページから申請書をダウンロード

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014>

申請書：旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策
支援金申請書(様式第1号)



(2) 申請書を提出

入力フォーム <https://logoform.jp/form/iLZf/1442459>

※申請書を添付(アップロード)することで提出できます。

※入力フォームの提出が難しい場合は、
担当までご相談ください。



(3) 交付決定通知書の送付

4月以降に順次、交付決定通知書を送付します。

(4) 指定口座へ振り込み

4月中旬から順次、指定の口座へ振り込みます。

お問合せ

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎2階

メール：chojushakai_hojokin@city.asahikawa.lg.jp

電話：0166-25-9797